

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 2 月 10 日
（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>（目 的） 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し（<u>目論見書を作成するものに限る。第 32 条及び第 36 条第 1 項を除き、以下同じ。</u>）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備） 第 6 条 引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。 1 引受審査を行うに際して審査すべき項目（以下「引受審査項目」という。）及び当該項目を適切に審査するために必要な事項 2 （ 現 行 ど お り ） 3 （ 現 行 ど お り ） 2 3 4 2 3 4 （社債券の引受審査項目） 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 財政状態及びキャッシュ・フロー 2 3 （ 現 行 ど お り ） 4 2 他の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債券の金額が 1 億円以上であること。 2 社債券の総額を各社債券の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。</p>	<p>（目 的） 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備） 第 6 条 引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。 1 引受審査を行うに際して審査すべき項目（以下、「引受審査項目」という。）及び当該項目を適切に審査するために必要な事項 2 （ 省 略 ） 3 （ 省 略 ） 2 3 4 2 3 4 （社債券の引受審査項目） 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 財政状態及びキャッシュフロー 2 3 （ 省 略 ） 4 2 他の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債の金額が 1 億円以上であること。 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。</p>

改正案	現行
<p>3 (現行どおり)</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い)</p> <p>第 32 条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)の募集、<u>私募又は売出しが行われる場合(グリーンシューオプションに係るものであるときを除く。)</u>当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第 3 項各号又は第 4 項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集<u>及び</u>私募に係るものを含むものとする。</p> <p>(引受けの中止時等の取扱い)</p> <p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員(金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等(第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。)の取引(金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。)を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。)までの期間が 6 か月(売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。)を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの</p>	<p>3 (省 略)</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い)</p> <p>第 32 条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)の募集、<u>私募、売出し又は売出しに該当しない自己株式の処分が行われる場合(グリーンシューオプションに係るものであるときを除く。)</u>当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第 3 項各号又は第 4 項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、<u>私募及び自己株式の処分</u>に係るものを含むものとする。</p> <p>(引受けの中止時等の取扱い)</p> <p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員(金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等(第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。)の取引(金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。)を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。)までの期間が 6 か月(<u>自己株式の処分による売出し以外の</u>売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。)を経過した後でなければ、当該上場発行者の</p>

改正案	現行
<p>引受けを行ってはならないものとする。</p> <p>(引受けの条件) 第 35 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた第三者割当増資等(第三者割当増資等の取扱いに関する規則第2条第1項に規定する第三者割当増資等をいう。)の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該引受けを行ってはならないものとする。</p> <p>(この規則によらない引受け等) 第 36 条 引受会員は、この規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、この規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講じるものとする。</p> <p>2 引受会員は、引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。</p> <p>(海外発行についての準用) 第 37 条 我が国の上場発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この改正は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。 2 . この改正の改正後の第 1 条、第 32 条、第 34 条第 4 項及び第 36 条の規定は、施</p>	<p>発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(この規則によらない引受け) 第 35 条 引受会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(海外発行についての準用) 第 36 条 我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。</p> <p>2 (省 略) 3 (省 略)</p>

改正案	現 行
行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。	